

解 説

【前 文】

和水町には、国指定史跡の江田船山古墳や田中城跡など数多くの歴史的文化遺産があり、古代・中世の時代から様々な歴史を積み重ねてきた地であります。

このような町に住んでいることを誇りに思い、町の更なる発展と現在生活を営んでいる人々、将来生活を営む人々の幸せを願って、その意義を示しています。

【本 文】

第1項目

本町には、平野部に美しい農村景観、山間部に豊かな森林があります。また、県内4大河川の一つ菊池川が流れています。

この恵まれた自然を後世まで大切に守り、自然の恩恵に感謝し共に生活していることを認識して、住環境を含め全ての環境を大事にしていきたいという願いを込めています。

第2項目

人間が一人で生きていくことは難しいことです。多くの人々と関わって生活しています。核家族化が進行する中、高齢者が多い町でもあります。子どもからお年寄りまでふれあいを大事にし、隣人に優しく接して心の輪を広げることを願っています。

第3項目

心身ともに健康で働くことができることは、何よりも幸せなことです。
本町は、これまで農業を基幹産業として各産業を営んできました。産業構造の変化はあるものの、働けることに感謝し、町全体が活き活きしていることを願っています。

第4項目

先人たちの残した文化遺産を重んじ、今まで積み重ねてきた文化を継承し、個性と想像力のある子どもたちが育っていくことを願っています。

第5項目

私たちが生活する上で、自然・居住環境、医療・福祉、産業経済、教育・文化・スポーツなど、あらゆる面で行政が関わっています。

地方分権の推進により、権限が移譲され自治体の自主的なまちづくりが可能となる一方、自治体が自らの決定と責任でまちづくりを進めることが求められています。今後は、行政だけが公共サービスを担うのではなく、住民、団体、事業者などの地域の構成員が、まちづくりの情報を共有し、役割を分担・協力し、知識・技術など、それぞれの特徴を活かしながらまちづくりに貢献する、いわゆる協働のまちづくりが必要です。

明るい笑顔と挨拶は物事のはじめ・協調性に欠くことができず、本文一つ目の条文から四つ目の条文を踏まえ、実現に向けて町民みずから参加・行動していく協働のまちづくりが進むことを願っています。

和水町の

『町民憲章』が決定

7月の1カ月間、町内在住の人などを対象に町民憲章、町の花・木・鳥の公募を実施しました。

和水町町民憲章等制定委員会では、応募いただいた町民憲章への意見、花・木・鳥の応募数や名称選定の理由などを基に検討し、町民憲章(案)、町の花・木・鳥(案)をまとめ、8月25日に森潤一郎委員長と福山精一副委員長から坂梨町長へ答申をされました。

町では、検討委員会からの答申を受け、9月議会へ報告し、承認されました。9月30日付けで告示を行い、今後、町民自らが主体となってまちづくりに参画していくための心のよりどころとなる町民憲章、町のシンボル(象徴)となる町の花・木・鳥の啓発に取り組んでいきます。

和水町町民憲章

わたしたちは、美しい自然と先人達が築いてきた歴史を受け継いできました。
夢と希望をもち、自らの行動であしたへ進み、互いに和みあうまちとなることを願い、この憲章を定めます。

一 恵まれた自然に感謝し 環境にやさしい

住みよいまちをつくります

一 ふれあいを大切にし 互いに支えあい

心豊かなまちをつくります

一 働く喜びと誇りをもち たくましく

活気に満ちたまちをつくります

一 歴史と文化を尊び

創造する力を育み
魅力あるまちをつくります

一 笑顔と挨拶で

明るい未来をひらく
夢あふれるまちをつくります